○国土交通省告示第百九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年一月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ―1060	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＸＤＭ―３ＴＮＶ88Ｃ	吸入負圧：3.3kPa　排気圧力：14.8kPa、吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：12.4 kPa、吸入負圧：2.7 kPa　排気圧力：10.4 kPa、吸入負圧：2.5 kPa　排気圧力：9.6kPa、吸入負圧：2.4kPa　排気圧力：8.6kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区鶴野町１番９号
㊒ＧＳ―1061	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＷＤＲ―４ＴＮＶ94ＣＨＴ	吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：12.0kPa	〃

○国土交通省告示第百九十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年一月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2503	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＡＢＡ３ＳＺ―ＶＥ―２	ダイハツ　ＡＢＡ―Ｊ200Ｇ、ダイハツ　ＡＢＡ―Ｊ210Ｇ、トヨタ　ＡＢＡ―Ｊ200Ｅ、トヨタ　ＡＢＡ―Ｊ210Ｅ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第百九十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年一月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2504	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＭＲ20―７Ｊ10Ｃ	ニッサン　ＤＢＡ―Ｋ＊Ｊ10	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊒Ｇ―2505	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＭＲ20―７Ｔ31Ｃ	ニッサン　ＤＢＡ―＊Ｔ31	〃
㊒Ｇ―2506	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＣＢＡ―ＱＲ25―７Ｔ31Ｃ	ニッサン　ＣＢＡ―Ｔ＊Ｔ31	〃

○国土交通省告示第百九十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年一月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43―58Ｒ―020227	突入防止装置　ShinMaywa　ＲＢＳ―00021	新明和工業株式会社　兵庫県宝塚市新明和町１―１

○国土交通省告示第百九十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2489	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＳ07Ａ22	ホンダ　ＤＢＡ―ＪＦ１（過給器付原動機搭載車に限る）、ホンダ　ＤＢＡ―ＪＦ２（過給器付原動機搭載車に限る）	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第百九十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ―1021	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｅ13Ｃ―ＶＶ	ＫＣＭ　ＵＤＳ―90Ｈ１、日立　ＵＤＳ―Ｈ73、ミツビシ　ＵＤＳ―ＲＧ07	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第百九十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年一月八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏